

会社回答示される！ J R 東海労の要求とはほど遠い内容！

第 9 回 2 0 0 5 年度協約改定交渉

本部は、9月21日「第9回協約改定交渉」をおこないました。今回の交渉は、会社から回答に対する考えと回答が示されました。示された回答は、組合員の切実な声や期待に応えるものではありません。本部は、持ち帰り検討した結果、再度要求実現に向けて申し入れをおこなうことを決定しました。

（会社回答の詳しい内容は、会社資料を参照してください）

【回答に対する会社の考え方】

8月22日の第1回団体交渉から約一ヶ月にわたり協約等の改定に係る事柄などについて議論を交わしてきました。当社における労働条件、福利厚生レベルは、これまでの間の議論の中でも申し上げたとおり世間一般と比較して、すでに高い水準にあると考えています。本日は、これまでの貴組合との議論経過もふまえて会社としての最終的な回答を申し上げたいと思います。なお、平成18年4月1日の「改正高齢者雇用安定法」の施行に伴い今後、より一層の多岐にわたる議論をしたいと考えています。これまでの一ヶ月にわたる議論大変ご苦労さまでした。

会社回答

【制度の改正に関する事項】

- 1．今後の高齢者雇用のあり方（基本方針）
- 2．保存休暇の適用範囲拡大
- 3．運転無事故表彰制度の改正

- 4．個人表彰の「表彰状」「感謝状」形状の見直し
- 5．寮・単身者用社宅の居室使用料特例扱いの見直し
- 6．被服類の仕様変更等

【その他】

- 1．大学卒業支援金制度の制定
- 2．「行動計画」に基づく取り組みの推進
- 3．その他
 - ・表彰に伴う「選択式記念品」の課税
 - ・社宅等使用料金の一部標準報酬月額への算入

以 上

今回示された会社回答は、組合員の切実な要求に十分応える内容ではありませんでした。本部は、再申し入れをおこない職場で汗して働く組合員の要求を再度主張し再回答を求めます。